



## 給料や報酬などを支払った場合は「法定調書」の提出を！

平成21年2月2日まで！

給料や報酬、不動産の使用料などを支払った場合は、支払先の住所、氏名、支払金額などを記載した源泉徴収票や支払調書など(これらを「法定調書」といいます)を税務署に提出してください。

この調書は、利子、配当などの一部を除き、1年間の支払分を取りまとめて提出するもので、平成20年中の支払いの提出期限は、平成21年2月2日(月)です。

また、法定調書は、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用してインターネットでも提出ができます。詳細はホームページを見るか、菊池税務署にお気軽にお問い合わせください。

●問い合わせ 菊池税務署 ☎0968(25)2121 ※自動音声案内  
e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

税金をさくみん  
さらしなをの  
vol.26  
税務課  
☎(293)3117

## 税を払いに行く時間がない!という人は…

11月、12月は口座振替推進月間です

納税通知の封筒や、のぼり旗などでお知らせしていますが、納税の便利な方法として口座振替をお勧めしています。口座振替は、役場や各金融機関で手続きができます。ぜひ便利な口座振替にしましょう!

夜間の税支払時間延長

住民課の窓口証明業務の延長にあわせて、毎週水曜日は午後7時まで支払い窓口を延長しています。日中は、仕事などで税の支払いができない人は、ぜひご利用ください。

## 家屋を解体したら届出を!!

所有している家屋(住宅、倉庫など)を解体(一部解体を含む)した場合は届出をしてください。※法務局で滅失登記がされているものは除きます。

家屋を解体して、届出をせずそのままにしておくと、固定資産税が課税される場合があります。また、住宅が建っている宅地は特例措置により税額の軽減を受けていますが、解体されると特例が無くなりますので、税額が変わります。

以前解体したのに固定資産税納税通知書の課税明細書に記載されている家屋があればご連絡ください。また、登記をしてない家屋を売買、相続して所有権が移転した場合でも届出が必要です。

軽自動車の名義変更を  
ひとこと  
家にあるバイクや軽自動車が亡くなった人の名義のままになっているものはありませんか?125cc以下のバイクや農耕用小型特殊自動車は役場で、軽自動車は軽自動車協会で名義変更か廃車の手続きをしましょう。



## 年金保険料の追納をしませんか?

保険料の免除や若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間は、10年前までさかのぼって年金を納めること(追納)ができます。免除などの承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなるため、年金額を満額に近づけるために、生活に余裕ができたときは納めるようにしましょう。

なお、承認を受けた年度から3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■問い合わせ 熊本西社会保険事務所 ☎(355)3261

平成20年度に追納する場合の金額

| 承認を受けた月の年度 | 追納額(1ヵ月分) |        |        |         |
|------------|-----------|--------|--------|---------|
|            | 全額免除      | 半額免除   | 4分の1免除 | 4分の3免除  |
| 平成10年度     | 16,590円   |        |        |         |
| 平成11年度     | 15,950円   |        |        |         |
| 平成12年度     | 15,320円   |        |        |         |
| 平成13年度     | 14,740円   |        |        |         |
| 平成14年度     | 14,180円   | 7,090円 |        |         |
| 平成15年度     | 13,970円   | 6,980円 |        |         |
| 平成16年度     | 13,770円   | 6,880円 |        |         |
| 平成17年度     | 13,810円   | 6,910円 |        |         |
| 平成18年度     | 13,860円   | 6,930円 | 3,460円 | 10,390円 |
| 平成19年度     | 14,100円   | 7,050円 | 3,520円 | 10,570円 |

みんなの国民年金  
112  
住民課 住民係  
☎(293)3112

## 町の遊び場紹介 第二弾

## 町人権啓発福祉センター 児童館

町の子どもたちに人気の場所を紹介します!

今回は、部屋の中でも遊べる児童館です。

児童館は「みんなで楽しめる場所」です。子どもと親だけでなく、いろんな世代の地域の人が集まります。子どもたちにとっても大人にとっても、違う世代の人とお話するのは楽しいですね?それが、新しい発見や、悩みを解決するヒントになるかも…?ぜひ遊びに来て、いろいろな人と交流をしてみてくださいね!

寒くても外で  
元気に遊ぶぞー!



部屋の中にはおもちゃ  
や遊具がたくさん  
次は何で遊ぶ?



本もいっぱい  
あるよ



## 「はとぽっぽクラブ」

保育園・幼稚園へ行く前の親子が集まっています。毎月いろいろな催し物があります。12月はクリスマス会がありますよ～。お父さん・お母さんの情報交換の場、憩いの場にもなっています。

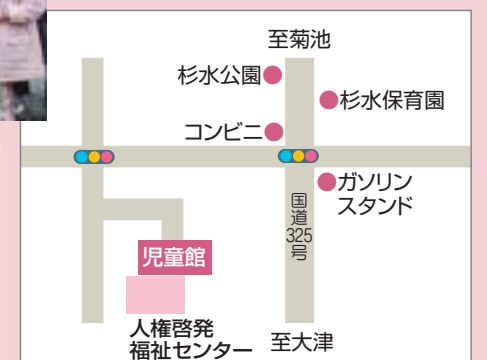
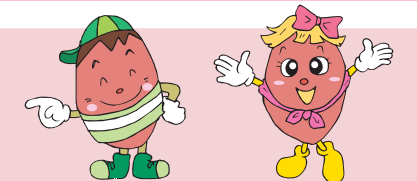
## 「地域組織活動クラブ」

「よその子も自分の子とおなじ」をモットーに、子どもたちが仲良く育っていけるよう活動しているクラブです。児童館を拠点に、地域の人たちが活動しています。

児童館のイベントに遊びに来ませんか?

## もちつき大会

●日時 12月13日(土) 午前9時から  
つきたてのお餅をみんなで食べましょう! 友だちも誘ってみんなで来てくださいね。



町人権啓発福祉センター 児童館  
☎(292)9777

## 「オーエンズ広場」のお詫びと訂正

広報おおづ11月号の「オーエンズ広場」で「子育てサポーター あぼり」の電話番号に誤りがありました。正しくは☎(294)7604です。お詫びして、訂正します。